

Title	目的および価値等の事実よりの導出
Sub Title	On the deduction of value, finality etc. from the knowledge of facts
Author	沢田, 允茂(Sawada, Nobushige)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1965
Jtitle	哲學 No.46 (1965. 2) ,p.109- 123
JaLC DOI	
Abstract	The key point of the very often disputed problem concerning possibility or impossibility of deducing concepts of value, finality etc. from that of facts seems to be based upon inadequate interpretation of the two principal terms-'fact' and 'deduction'. This paper tries to give an adequate interpretation of these two terms. I) What is the fact? II) What does 'deduction' mean when used in this context ? Concerning the first problem, the author points out that there is maximum as well as minimum use of the word 'fact'. In its maximum use we can say of any sentential expression that it is a fact, meaning thereby that the said statement is confirmed. However, there are different types of confirming various kinds of statement. The confirmation of a statement like 'A is taller than B' may differ from that of statement like 'He is a good man' or 'He intends to do X' or 'It is a fiction invented by Mr. X' etc.. The difference suggests the minimum use of 'fact' as against 'value', 'finality' and 'fiction' etc.. To the second question, the author analyses a special meaning of deduction when it is said that deduction of value, finality etc. from facts is possible. When we say, for instance ; "He wishes that somebody will do it. And this is exactly what he wishes to be done. So you should do it." We may in a sense be correct if we say that the last statement is somehow deduced from the antecedent ones. It is also clear that the deduction in this context does not mean deduction in formal logic. The author tries to elucidate the reason that enables this kind of reasoning in further details.
Notes	橋本孝先生古希記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000046-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

目的および価値等の事実よりの導出

沢 田 允 茂

● 問 題

一般に価値当為または目的概念は事実概念と異なつた意味をもつていと云われている。或いは価値や目的は事実から峻別されねばならないともいわれる。たしかに「異なる」という語の一般的な意味からいえば両者が異なつているのは当然である。しかし我われは犬は猫と異なつているといい、五才のときの太郎と二十才のときの太郎は異なつているというし、ある意味では三段論法の結論はその前提と異なつているともいう。そしてこれらの各々の場合において「異なつている」という語の意味は異なつているのである。この論文での一つの問題点は、価値とか目的とかいわれている概念が事実とよばれている概念とどのような意味で異なるかを明かにすることである。

これに関連する第二の問題は、目的と価値は事実と異なつているのだから、後者から前者を導出することはできない、という議論についてである。AとBとは異なつているから後者は前者から導出できない、という一般の命題がなり立たないことは、前の例でしめたように、三段論法の結論は前提とは異なつているにも拘らず前者が後者から導出(論理的に)できる、という事実によつて明かであろう。そこで、もし目的や価値が事実から導出できないとすれば、どういう意味で導出できないのか、そしてもし導出できるとすればどういう意味で導出できるのか、が明確にされねばならない。

●事実の概念と極大と極小

事実という概念は天体とか生物とか善というような語と異なつて、何かある特定のものや働きを指すために用いられている語ではない。もし私の知らない他人がいきなり私に向つて「それは事実ですよ」と語りかけたとするならば、私は彼のいうことの意味を理解することができないで、「あなたのいう事実とはどういう事実ですか」とききかえすだろう。もし彼が私に自分のいつたことを理解させようとするならば、彼は私のこの問いに答えて「それは……という事実です」というか、或いは「……ということ

は事実ですと私はいつたのです」といいなおさねばならないだろう。そしてこの場合「……」の中の表現は文によつて表わされねばならない。そして事実という語を極大に使用するならばそれはすべての文によつて表現されたところのものについて云われる。したがつて

- (1) 「太郎が次郎よりも背が高いということは事実だ」。
- (2) 「シャングリラという国は古代人が空想によつて作り上げた架空の国であるということは事実だ」。
- (3) 「彼が善人であるということは事実だ」。
- (4) 「彼が今までにない新しい社会の理想をもつているということは事実だ」。

というような(1)から(4)までの表現が我われの日常の言語的表現のなかで実際に有意味に用いられている。しかし同時に我われは(1)から(4)までの文のなかの「は事実である」という部分を全部消去してしまつて、その残つた部分について

- (1) は事実を、
- (2) は事実にたいして虚構を、
- (3) は実事にたいして価値を、
- (4) は事実にたいして理念(又は目的)を、

表わしている、という。このような事実の概念はその極小の使用の場合で

ある。そして極小の使用の場合に問題になっている対立は極大の使用のなかでは解消されているか、あるいは別な角度の問題点として存在しているのである。

極大の使用の場合、「……は事実である」とか「……という事実」というときの「事実」という語はどのようなことを意味するために用いられているのであろうか、(1)から(4)までの例を通じて我われは「……は事実である」という表現を「……はほんとうである」という表現におきかえて同義性 synonymity をたもつことができる。ここからして我われはある意味において

(5) ……は事実である \equiv ……は真である

ということができるだろう。そして「真理」の概念について

(6) 「雪が白い」は真である \equiv 雪が白い

というタルスキーの公式がなりたつと同じ意味で

(7) 「雪が白い」は事実である \equiv 雪が白い

ということもできる。しかしこのことはいうまでもなく

「雪が白い」は事実である

という言明と

雪は白い

という言明が同義であることを意味しない。「雪は白い」という対象言語の言明を主語としてつくられたメタ言語の述語「は事実である」は、その主語の言明についてその断定の真理性をのべているのである。したがって、その真理性が確立されている、或いは確立されていると信じられるいかなる言明についてもそれが事実である、ということができる。

このような「事実」の概念の極大の理解からしかしいかにしてその極小の意味が生じてくるのだろうか。さきにしめした(1)から(4)の言明はそれらをそれぞれ一つのメンバーとした四種類の言明のクラスの存在を暗にしめしている。そして(1)の言明が属するようなクラスの言明についての真理性の確定の仕方と信頼の度合は、(2), (3), (4)の他のクラスの言明

についての真理性の確定の仕方や信頼の度合とは異なることが注目されねばならない。(1)のようなクラスに属する言明の真理性の確定はその最も単純な場合をとれば、計るとか算えるとかいう能力と一般的な言語行為の能力を仮定したうえで単に当の対象を直接に見るといような仕方で行われる。「バラの花が赤い」、「今日は雨がふっている」、「太郎が次郎とけんかをした」等々の言明の真理性のいわば検証は直接的な対象の知覚によつて行われる。したがつてまた確立された真理性への信頼度も、デカルト的な合理主義の誤つた哲学的懐疑を導入しない限り、きわめて高い。勿論このクラスのすべてがこれらの例のように単純な言明ばかりでなりたつていてのではない。このような単純な命題から帰納的な手続で一般的法則や仮説をつくり、そこから演繹的な推論によつて直接的な経験における検証が可能であるような命題を導き出して法則や仮説の信頼度を高めるように修正してゆく。故に、一つの理論体系において真と決定されるすべての知識は事実として取扱われている。その意味で、我われの直接的な感覚知覚の経験だけでは理解できないところの「地球が太陽の周りを廻転しているのだ」という知識は事実とよばれているのである。

これにたいして(2)のクラスに属する言明の検証は(1)のそれとは次元が異なつていといえる。「ペガサスは羽のはえた馬である」とか「シヤングリラという国がある」という命題の検証は実際の感覚的知覚への訴えによつても、また感覚的知覚にもとづいてそれからの推論によつても真であることを証明することは不可能である。そして(2)のような言明は「あることが虚構であることが事実である」ということを主張しており、それはまさしく「証明不可能であることを証明する」という論理的操作を要求するのである。したがつて(1)のクラスの言明である

(8) 「……」は事実である

は

(9) 「……は」((1)において指摘した意味で)証明可能である

という論理的な表現におきかえることができるのにたいして、(2)のクラスの言明は

(10) 『「……」は虚構である』ということは事実だ

という一般的な形式をもっており、これは

(11) 『「……」は(1の意味において)証明不可能』だということが証明可能だ

という論理的表現におきかえられるだろう。そして(9)がその中で決定される文のレベルと(11)がその中で決定される文のレベルとは明かに異なっている。(8)および(9)は「……」についてのメタ言語)のなかで語られているが、(10)および(11)は「……」についてのメタ言語のメタ言語(メタ・メタ言語)のなかで語られている。このような区別は勿論純粹に形式的なものであるが他面この形式的な区別を反映した内容的な(認識の操作の過程における)区別が考えられるだろう。元来より高いレベルの言語は低次のレベルの言語よりもより豊富な言語やその操作の規則を含んでいる。即ち一つだけ次元の低いレベルに属する名辞および論理記号の他にそのような名辞の名前、およびそれがもとの名辞の名前であることを示す規則等を含んでいる。「……の名前である」という表現は形式的には一つの規則で表わされるけれども、どういような人間の知的、言語的行動が「……の名前である」という表現に対応するかという問題になれば内容的に色々な問題が生ずるだろう。したがって(10)や(11)の言明中の『「……』は虚構である』とか『「……』は証明不可能である』という言明の名前はこれらの言明を誰かが語ったという場合にも成立する。このような場合、我われは(10)や(11)のような言明においてはたとえばシヤングリラという国があるかどうかを発見するという物理的対象の知覚の操作以外に、シヤングリラという国について語った人間の言語行為を問題にしなければならないという、次元の異なつたより多層的な知的操作を要求されるだろう。事実と虚構の区別はこのように言明の真理性の確証における知的操作のな

かに見出される一つの論理的区別にもとづいていると考えられる。

事実と価値の区別もまた同様に異なつた種類の名辞を含む二つの言明の真理の確証の手續きにおける論理的操作の違いから説明しうる。(1)のクラスに属する「太郎は脊が高い」という言明と(3)のクラスに属する「太郎は善人だ」という言明の真理性の確証における論理的区別というのは、「脊が高い」という表現と「善い」という表現との言語行為としての差異にもとづいている。「脊が高い」という表現がある対象のもつている特徴を意味するのにたいして「善い」という表現はある対象のもつ特定の客観的条件と同時にその対象にたいする人間の主観的態度を意味する。それは単に対象について語るために用いられる表現ではなくて、対象について語ると共に対象について人間がもつところの内的な態度について語るために用いられている表現である。価値概念の客観性とは、ある特定の条件のもとにおける、事物や出来事や行為などにたいする人間の側の反応の一定のタイプが比較的固定している、ということの意味するものであろう。したがって「善い」というような語を含む言明の真理の確証のためにはそれを含まない言明の確証におけるよりも、より広い理論の系を必要とする。(1)のクラスに属する言明の真理についての決定が比較的容易であり、一致が普遍的であるのにたいして、(3)のクラスの言明についてはその真理が(1)の場合ほど普遍的でなく、時と所によつて変化するという事実は、価値の言語をふくむ命題が確証されるための知的操作が(1)の場合よりもより特殊な条件を考慮にいれて決定をおこなうというメカニズムのうえに立っているということから理解されるであろう。人間の行為というものを規準にしてみると、単純な規則性になりたち、このような規則性にもとづいて普遍的な演繹を通じて得られる知識が我々の行為の指針となるような領域が存在し、このような領域にたいしてはそれにふさわしい知的メカニズムが対応する。しかし他面、客観的な因果の関係によつて決定されてはいるが単純な規則性になり立たず、むしろ反対に因果関係の独自の利用の仕方

によつて単純な規則性を破つてゆくためのメカニズムも存在する。価値、態度、目的などの概念はまさにこのような知的メカニズムのなかで、それにしたがつて用いられている概念である。^註

目的とか理念という語を含む言明の確証は価値概念をふくむ言明の確証と同様に、(1)のタイプの言明の確証よりもより高度的メカニズムを要求する知的操作にもとづいている。(4)のタイプに属するある一つの言明がその確証の手段の点からみて(1)や(2)の言明のタイプに属さず、しかしまた(3)のタイプにも属しないで、それ独特の機能をもっているというとき、その機能、または仕事はどのようなものであろうか。

元来、当為や希望や目的を表わす言明は「べきである」、「望む」、「意図する」などという特殊な表現を含んでいるが、同時に事実にたいする指示も含んでいる。「人間はすべて隣人を愛すべきである」とか「私はすべての人間が平和を愛することを望む」などという言明において

「人間がすべての隣人を愛する」

および

「すべての人間が平和を愛する」

という部分は事実(この場合未来において実際にそうであろうような)を叙述している文である。そして

「人間はすべて隣人を愛すべきである」

「私はすべての人間が平和を愛することを望む」

という表現は

「『人間はすべて隣人を愛する』という文が常に真であるようにせよ」

「『すべての人間が平和を愛する』という文が常に真であることを私は望む」。

というふうにいにかえることができる。このようないいかえによつて、これらの言明はある事実命題の真理性に関する発言者の特定の態度を意味する、ということが出来る。そしてこれらの言明はメタ言語で表現されてお

り、これらの言明の真理性の確証はしたがってもう一つ高次の言語のなかで行われるべきであり、その意味では(2)の場合と同じ言語のレベルを要求する。しかし他面、人間の主観的な態度、命令とか希望などについて語る文としては(3)と同じ知的操作のより広い系をもたねばならないだろう。この意味において、目的、希望、理念などを意味する言明のメカニズムは価値に関する言明のメカニズムと虚構に関する言明のメカニズムとを共にふくんでいるともいえる。目的や理念はそれ自身一つの価値であるとともに、狭い意味の事実からみれば人間の主観的意識の働きによつて生産され創造されるものとして虚構と共通の性格をもっている。

以上において私は「事実」という概念はその極大の意味において(1)から(4)までのすべての命題について云われうることを示すとともに、(1)から(4)までの夫々の命題の真理性の確証に要する知的操作のメカニズムの複雑さの相異にもとづいて、極小の意味での「事実」の概念と、これから区別された「虚構」、「価値」、「目的」などの概念がつくられるということとを明かにした。

●「事実からの導出」とはどのような導出か？

指摘された極小の意味での「事実」の概念はいうまでもなく「価値」や「目的」の概念とは区別されてはいるが、しかし無関係ではないし、また如何なる意味においても「価値」や「目的」が「事実」から導出され得ないようなものではない。従来、事実と価値や目的とを全く異質的な概念と考える二元的な見解が存在しており、このような見解はその反対意見が「事実から価値を導出し得るということを証明し得ない」という弱点を克服することができないために一層正しいものとして支持されている。しかし価値や目的が事実から導出できるとかできないとかというとき、導出というのはどのような意味をもっているのであろうか。

しばしば導出ということは形式論理学における演繹を意味している。こ

の意味においては、前提のなかで明白に或いは暗に云われていないものは結論においても云われぬ、という演繹の特徴にしたがつて、「事実を叙述する直説法で現わされている前提からは命令法の結論は導出されない」といわれる。ヘヤー R. M. Hare のあげた例を考えてみよう。

全部の箱を停車場へもつて行け。

これは箱のうちの一つだ。

∴これを停車場へもつて行け。

という推論は前提のなかに命令法をふくんでいるが故に結論において命令法が出てくるのである。(The Language of Moral p. 27) もしこの前提のなかの命令法を直説法になおして、

(12) 私は汝が全部の箱を停車場へもつて行くことを欲する。

(13) これは箱のうちの一つだ。

とするならば結論は

(14) 私は汝がこれを停車場へもつて行くことを欲する。

であつて

(15) これを停車場へもつて行け

ではないということになる。しかしそうであつてはならないという規則はどこにもないのである。(12) と (13) とから (14) は云えても (15) が云えないように感じられるのは論理の規則によるのではなくて、三段論法的な特殊ないい方(即ち言語表現の特殊な感じ)のせいであろう。故にもつと日常的なくだけた表現を用いるならば

(16) 「箱を全部停車場へはこんでもらいたい。これは箱の一つだからこれをもつて行つてくれ」

という場合のように何等奇妙な感じをあたえないだろう。そして (16) は厳密な形式論理学の三段論法の公式や規則には適合していないけれども、しかし決して誤つた推論ではないし、(16)をきいた人はだれでもそれが論理に合わない不合理なことを云つているとは考えないだろう。

ヘヤーは仮言的命令法の場合には事実についての直説法から導出が可能であるとして次のような例をあげている。

グリムリー・ヒューズはオックスフォードで一番大きい食料品店である。故にもし君がオックスフォードで一番大きい食料品店に行きたいのならばグリムリー・ヒューズへ行きなさい。

しかし我われはヘアのこの例を多少修正して直説法的前提から当為の語をふくむ結論を導出することができる。即ち

(17) 彼はオックスフォードで一番大きい食料品店に行きたいと思つている。

(18) グリムリー・ヒューズはオックスフォードで一番大きな食料品店である。

(19) 故に彼はグリムリー・ヒューズに行くべきだ。

ということができる。

(16) や (17)―(19) でしめされた推論は形式論理学の規則だけに従つて妥当とされる推論ではない。これらの推論が妥当だと考えられるのは「欲している」、「思つている」などという語のもつ特殊な意味のコンテクストの下でなのである。したがつて事実から命令や当為や目的が導出されるかどうかという場合の導出の意味は形式論理学の推論ではない。しかしやはり推論であることには間違いないのであつて、このような推論が可能であるためには

(a) 事実命題のなかに (1) の例でのべたようなクラスの事実だけでなく、人間の態度とか欲求とか目的とかという心理学的な事実についての命題（上にあげた例では欲するとか思つているという表現をふくんでいるところの）をも含むこと。

(b) 欲するとか思うとか意図するなどの人間の心理的特性がその当人の他の行為や、他人の行為にどのような決定をあたえるかという、いわば人間的な行為のメカニズムのパターンを理解し、このように理

解されたメカニズムに従つて前提と結論の結合の必然性、可能性、蓋然性を決定すること。

が要求されるであろう。

価値の概念についても以上と同じようなことがいえる。たとえばある自動車が $A \cdot B \cdot C \dots$ という特性をもっていることから、我われは「この自動車はレースのためには良い車だ」というだろう。

(20) X は、 $a, b, c \dots$ という性質をもっている。

(21) 故に X は Y のために良い。

という推論はしかし形式論理学の推論ではない。この推論がなりたつためには Y の実現のために必要な手段がもたねばならぬ諸性質が確認され、それら諸性質と、 $a \cdot b \cdot c \dots$ という諸性質とが比較検討されねばならない。 $a \cdot b \cdot c \dots$ という性質がこのような必要な性質と一致するかどうかは事物の種類、目的の種類によつて決定されることであり、命題の形式によつて決定されるようなものではない。さらに、このような、 $a \cdot b \cdot c \dots$ の性質と Y の実現のための手段がもたねばならない性質とが一致したとしても、もし世界に私一人だけ存在していてこの車をすすめる他人が一切存在しないとしたら私は「良い」という表現を行うことはないだろう。或いはレースのためには不適當な性質をもつた自動車がこの他にもあつて、この他の車と $a \cdot b \cdot c \dots$ の性質をもつた車とを比較し選択するといふことがなければ「良い」という表現は用いられないだろう。即ち(20)から(21)が云われるためには「すすめる」とか「等級づける」といふような人間の主体的な働き(これら自身やはり心理的な事実であるが)が言語的な表現の背後に存在していることを必要な条件としている。従つて(20)のような事実が一方において存在し、更にこのような心理的事実が同時に存在しているならば必然的に我われは(21)のような言明を行うであろう。

このような関係はある意味で我々の感覺的知覚とそれをひきおこす物理的刺激との間の関係に似ている。正常な状態で私が自分の指をハンマーで

強く打ったという事実から、私が指にはげしい痛みを感じたということは必然的に推論されうる。しかしこの推論が成立するためには私は、私の身体における神経の分布や作用についての知識を前提しなければならないし、また痛みの感覚が一定の身体上の生理的変化に私が気がつくための一種の記号であるということをも知っていなければならないだろう。同様に(20)から(21)を推論するためには我われの心理的な諸状態とこれを表現するための言語的表現、更にその言語的表現が他人にどのような結果を与えるために用いられているのか、などの人間の知的、言語的行為のメカニズムを理解せねばならない。そして注目すべきことは、これらのメカニズムにかんする知識を(20)から(21)の推論の前提の部分に挿入することが不可能だということである。何故ならば、もし我われがこれを試みるならば、それはたとえば

(22) X は $a \cdot b \cdot c \dots$ という性質をもっている。

(23) $a \cdot b \cdot c \dots$ という性質は Y の実現のために必要で十分な条件である。

(24) (22) の命題を断定する人間 S は同時に (23) の知識を他人につたえ、X を他人にすすめたいと思っている。

(25) X を他人にすすめようとするときには我われは「X は Y のために良い」という表現を行う。

(26) 故に X は Y のために良い。

といったようなものになるだろう。しかし我われは(22)から(25)までを推論の前提、(26)を結論とよぶことはできない。何故ならば(22)から(25)までの各項は同一レベルの言語で書かれているのではなくて、明かにレベルの違った文を多く含んでいる。したがって、(24)、(25)は前提としてでなくて(22)、(23)から(26)が導出されるための規則のようなものであろう。したがってこれらは前提のなかに含まれることはできないのである。このことは前にのべた事実と命令、当為の関係の場合にもあてはまる。

そしてまさにこのことが、即ちこのような導出を可能にする根拠（又は規則）が推論の前提の中に加えられないということが、前提のなかに命令や当為を表わす表現が含まれていないかぎり結論でそのような表現をいうことはできないが故に当為や価値は事実からは導出できないのだ、という判断を誤って下すようにさせる理由の一つなのである。

事実から当為や目的や価値を導き出すということはしたがって形式論理的な演繹でなくて事実に関する経験命題の間の必然性による推論と同一の性質のものであるといつていいだろう。実際に経験的な事実として我われはいつも事実の分析から目的や価値を導出している。

(27) 私は空腹を感じる。

(28) 私は食物を喰べたくなる。

(29) 私は現在私のいる場所についての知識をもち、更にどこにレストランがあるかを調べ、そこへ行く途を確認する。

(30) 私の目的が定まり、それに応じて私の行うべきことが定まる。

(27) から (30) までの私の状態と行為とはいわばつぎつぎにうまくかみ合っている歯車によつてみちびかれてゆく行為のように関連している。(27)、(28) の二つは全く生理的なメカニズムによつて関連している。そしてそれ以後の諸状態は大腦という身体の部分を通じて行われる記号的な知的操作のメカニズムによつて連結されており、しかも生理的なメカニズムと知的操作のメカニズムとは互いに関連しあつて全体としての人間の行為をより有効ならしめているのである。勿論 (27) から (30) までの諸状態の間の結びつきの関係は同一ではない。(27) と (28) との関連は選択の余地がないほど一義的に必然的に結びついている。しかし知的操作のメカニズムにしたがうそれ以後の諸状態の間の結びつきは多くの選択が可能であるような決定にしたがっている。ここでの決定はより多くの要因によつて為され、絶えず変化し新に出現するところの要因にしたがつて、より適切な行動がとられうるように選択の可能性を生ぜしめる。これらの選択の可能性のな

かで私はたとえば(28)の状態をさらにそのまま持続することを決定し上の例とは反対に断食をするという知的決定を行うかもしれない。しかしいづれをとるにしても私は身体の生理的メカニズムよりもよりマージンの大きい知的操作のメカニズムに従つてでなければこのような行動をとることはできないであろう。(27), (28)につづいてどのような知的行動の状態の連鎖がとられようとも、それらが有機的に、合目的的に働き、互いに結合している限り、これらの諸状態を表わす言明の間に成立つ論理的な関係(即ち一つの言明から他の言明が必然的に導出されるかどうか、或いはその導出が蓋然的なものであるかどうか等々)の理解のためには、この人間という有機体の生理的、知的メカニズムにかんする知識が必要である。いわばこのようなメカニズムの上にこれら諸状態が有機的に関連しており、このようなメカニズムの理解の上にこれら諸状態についての言明の間の論理的関係が明かになるのである。

価値や目的、当為などが事実についての知識からは導出されないと主張するひとびとは、事実という概念を極小の意味に理解し、単に一種類だけの事実を分析し、そこから(当然のことながら)価値や目的や行為の概念が形式論理的に導出されないが故にそう考えているのである。しかし、もし我われが事実という概念の極大の意味を理解し、多くの種類の異なつた(或いは位層の異なつたというべきであろう)事実を同時に事実として認め、それらの間の有機的なメカニズムを理解するならば、我われは価値や目的や当為の概念がそれぞれ異なつた種類の事実についての知識の分析からのみ始めて正しく理解されることを知るであろう。事実から価値や当為が導出できないと主張している人びとが暗に意味している価値や当為のかくれ家は決して神秘的なものでもなければ、科学的理解を超えた特別な意味での哲学的直観の対象でもない。それは彼等の余りにも単純で漠然とした事実という概念の曖昧さのかけにかくされていた事実のより広い進んだ知識のなかに見出されるものであり、まさにこのような視線をもつたひとびと

にたいして露わになるものである。

しかしながら、価値や当為、目的が事実から導出できないと主張する人びとの意見は現実の具体的な人間の知識や行為についていわれる場合一つの正当な根拠をもつことがありうる。それはすでにのべたように価値とか当為、目的などがそこから生じてくる事実とは最初の(1)の項でのべたようなクラス的事実をふくむだけでなくて、人間自身の心理的な事実をもふくんでいるというところに問題点を見出しているのである。何故ならば人間以外の自然的な事実はずでにそれが成立し現実存在しているものとして分析の対象になるものであるが、人間の心理的な事実は特定の個人にとって存在していないような場合もありうるし、また存在していても主体的な態度の弱さのためにその目的や当為を実現しようとする行為が実際には行われない場合もありうるからである。また狭い意味での事実の分析が興味を中心となつて、これに心理的事実がつけ加えられ、さらにより高度の知的操作が行われて当為や目的が導出されるのであるが、この後の操作にたいする知的怠惰の故に、実際には目的や当為のより具体的な追求がなおざりにされる場合もある。したがつてこれは事実の分析を主とする人間的態度だけからでは目的や当為の実現のために努力する人間的態度は生じない、といいなおすべきであり、これは人間の態度の、あるいは人間の興味の転換や広さについての教育学的問題に属するものであるろう。しかしこのことは決して理論的に事実からの価値や目的や当為の導出が不可能だということの意味するものではないのである。(1964, 10)

註 この点に関しては1964年11月号の「思想」に発表された私の論文「主体性の概念の混乱と哲学理論」を参照されたい。